

平成十八年国土交通省令第百五十五号
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令を次のように定める。

第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項に規定する都市公園移動等円滑化基準を条例で定めるに当たつて参考すべき基準（国の設置に係る都市公園にあつては同項に規定する都市公園移動等円滑化基準）を定めるものとする。

第二条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この省令の規定によらない。

(園路及び広場)

して高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行

〔令〕といふ。第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

イ幅は、百二十センチメートル以上とする
こと。ただし、地形の状況その他の特別の
理由により、上記を越えて、一ノ二ノ

ロ チメートル以上とすることができる。
車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十分以上とすること。

ハ
出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により

二 本に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

あること。
二 通路は、次に掲げる基準に適合するもので
あるを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その
蹴場を含む。以下同じ。）を併設すること。

イ 幅は、百八十九センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十七センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 縱断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

二 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

ヘ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

五 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
イ 幅は、百二十七センチメートル以上とすること。
こと。ただし、階段又は段に併設する場合
は、九十五センチメートル以上とすることが
できる。
ロ 縦断勾配は、八パーセント以下とするこ
と。

ハ 横断勾配は、設けないこと。
二 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

木 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以

上の踊場が設けられていること。
～ 手すりが両側に設けられていること。
だし、地形の状況その他の特別の理由によつて、
どうぞ尋ね、易介は、こう思ひぢやない。

りやむを得ない場合は、この限りでないト
ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設け
られてのこと。ただし、側面が壁面でな
る場合は、この限りでない。

高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、令第十一條第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十二条第二項規定

一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他のもの

敵者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第二百十号）第二条第二項の主要な公園施設

に接続していること。
屋根付広場)

四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を

である。次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

イ 帆は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
（休憩所及び管理事務所）

第五条 不特定かつ多數の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、八十五センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

三 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

四 不特定かつ多數の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第八条第二項、第九条及び第十条の基準に適合するものであること。

前項の規定は、不特定かつ多數の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち

一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 出入口は、第四条第一項第一号の基準に適合するものであること。

二 出入口と次号の車いす使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を八十センチメートル以上とすること。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とするごと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ホク その他、他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

ト 高齢者、障害者等が利用する便所が円滑に利用できる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けること。

第九条 及び第十条の基準に適合するものであること。

一 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。

二 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

四 前二項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

三 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

二 前項の便房について準用する。

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合の規定は、第八条第二項第三号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

三 第一項第一号イ及びホ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。

第十一条 前条第一項第一号イからハまで及びホ並びに第二号並びに第二項第二号から第四号まで

の規定は、第八条第二項第三号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

四

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。
